

県民スポーツ委員会規程

(設置)

第1条 公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は定款第41条の規定に基づき、県民スポーツ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 加盟団体組織の拡充、強化に関する事。
- (2) 社会体育の振興方策に関する事。
- (3) 県民体育大会の開催に関する事。
- (4) その他、スポーツの普及に関する事。

(委員)

第3条 委員会は、理事会で推薦された次の委員をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 理事より若干名
- (2) 加盟団体より若干名
- (3) 学識経験者より若干名

(役員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- 委員長 1名
副委員長 若干名

第5条 委員長は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、理事長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第7条 役員および委員の任期は定款第27条に規定する役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第8条 委員会は第3条の委員をもって構成し、委員長が招集して議長となる。

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第10条 緊急を要するため委員会に付議することが困難なときは委員長がこれを決定することができる。

2 前項の場合においては、直次の委員会に報告して承認を受けなければならない。

第11条 代表理事、専務理事、各委員長は、委員会に出席して意見を述べるができる。

(規程の変更)

第12条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、理事会の承認をうけて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成31年4月1日 一部改訂